

○議長（茅沼隆文）

再開いたします。

午前10時00分

○議長（茅沼隆文）

それでは、9番、井上三史議員、どうぞ。

○9番（井上三史）

それでは、9番議員、井上三史。

先の通告文に従って、町民のための相談体制についてお伺いいたします。

私たちは、日常生活の中で人と人のかかわりをなくすことはできません。そうした人間関係の中で、様々な苦労や悩みを抱えることがよくあります。多くの場合、自分で何とかできたり、場合によっては家族、友人、知人に話すことによって気持ちが楽になり、時間とともに解消されていくこともあります。

しかし、中には、誰にも相談できず一人で悩みを抱え込んでしまう場合もある。深刻なときには、自ら命を絶ってしまう不幸なケースもある。社会環境が複雑になり、大人ばかりでなく子どもを取り巻く環境も携帯電話、スマートフォンの普及など時代とともに大きく変化して、様々な問題も起き、こうした子育てについての新たな悩みも発生している。また、障がいの中には発達障がいも含まれ、相談内容も多岐に及び、相談に応じる職員の負担も大きくなってきている。

そこで、次の点について伺います。一つ、開成町内には相談窓口はどのくらいあるのか、二つ、相談室は確保されているのか、三つ、相談に応じる職員は専任なのか、四つ、庁内相談窓口同士の連携について、五つ、相談内容に応じて他機関との連携について、6、インクルーシブ教育への対応について、7、軽度外傷性脳損傷等の予後の相談があった場合、どの相談窓口が対応するのか。

以上、登壇での質問とさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

井上議員のご質問にお答えをいたします。

町では、様々な部署で多岐にわたり町民からの相談をお受けをしております。議員ご指摘のように、悩みを抱え込んでしまう方や状況が極めて深刻なケースもあることから、単なる傾聴にとどまらず、町民の立場に立ち町民に寄り添ったアドバイスができるように、各職員が真摯な対応に努めているところであります。

町が受ける相談の内容は幅広いものでありますが、ここでは主に福祉や子ども・子育て支援に係る相談ということでお答えをさせていただきます。開成町では相談窓口は様々なありますが、それぞれの立場や役割と責任の範囲で、きめ細かく丁寧に相談に応じ、関係機関と密に連携をとりスムーズな対応が図られていると捉えております。

それでは、ご質問に順次お答えをいたします。

まず、1点目の開成町内には相談窓口がどのくらいあるのか。町内における相談窓口については、本日、お手元に資料としてお配りしておりますので、ご参照願いたいと思います。町では、福祉課で人権相談や行政相談、障がいのある方への相談を行い、保険健康課で子ども心の相談、成人や乳幼児の健康相談を行っております。教育総務課では教育相談を行うほか、子ども・子育て支援室や子育て支援センターで子育てに関する相談などを行っております。また、社会福祉協議会では、専門家による法律相談や一般相談を行っております。さらに、県でも専門家による法律相談や司法書士相談などを行っているところでもあります。

次に、2点目の相談室は確保されているのか。現状では庁舎内に専用の相談室は確保されておりませんので、保健センターや町民センターを活用し随時相談に応じております。今後、新庁舎の建設にあわせ、プライバシー保護の観点からも専用の相談室、相談スペースを確保する予定であります。

3点目の相談に応じる職員は専任なのか。町としては専門職の配置に力を入れており、相談内容に応じて保健師、社会福祉士、管理栄養士、非常勤の臨床心理士などの専門職が対応しております。特に相談に特化した職員を常時置いているわけではありませんが、町民からの相談に対し、日常業務の中で電話相談も含め随時対応する体制はとれております。なお、今後も相談事項の複雑化や多様化に対応できるよう、相談体制の充実に一層努めてまいります。

また、教育相談につきましては、まず教育委員会事務局内の指導主事が相談を受け、必要に応じて専門職へつなぐなどの連携を図っております。児童・生徒の心理面に関しては、文命中学校に配置している心の相談員、スクールカウンセラー、家庭の環境や医療面での支援が必要な場合はスクールソーシャルワーカーなどの専門職へつなぐ体制をとっております。

4点目の庁内相談窓口同士の連携について。乳幼児から学齢期まで一貫した支援を行うため各分野が連携することは重要であり、ケースに応じて随時情報共有を図り、相談時には複数の課の職員が同席するなど、所管の枠を超えた連携を図っております。例えば、今年4月にオープンした「開成駅前子育て支援センターあじさいっこ」では、子育て何でも相談として電話相談は9時から17時、来庁相談は16時まで実施をしておりますが、専門相談員として町の保健師も相談に応じております。

また、教育総務課では、就学相談として次年度小学校へ入学する子どもに関して心配がある保護者への相談を受け付けておりますが、毎年10月に開催をしている町就学指導委員会では、事前に行われた幼稚園、小学校、中学校内の検討結果をもとに、保健、医療、福祉部門の担当者の出席のもと、個別案件ごとに情報共有を図りながら協議をし、就学について個別に方針を決定しております。

5点目の相談内容に応じて他機関との連携について。町で対応できない専門的な相談を受けることもあることから、必要に応じ児童相談所、県保健福祉事務所の乳幼児発達専門相談や家庭児童相談室、また、県が実施する地域巡回リハビリテーシ

ョン事業への紹介を行い、専門相談や指導を受けることができる体制が整備をされております。

6点目のインクルーシブ教育への対応について。これは、後ほど教育長にお答えをしてもらいます。

最後の軽度外傷性脳損傷等の予後の相談があった場合、どの相談窓口が対応するかについてであります。2007年の世界保健機構（WHO）の報告によれば、外傷性脳損傷は世界で年間1,000万人の患者が発生していると推測されており、2020年には世界第3位の疾患になると予測をされ、その対策が急務であると警鐘を鳴らしております。運動障がいや知覚障がい、麻痺など、軽度外傷性脳損傷等の症状に関する相談は保険健康課でも受けることは可能であります。専門的な診断が必要であるため、随時、神奈川リハビリテーション病院などの専門機関を紹介を行っております。町としては、機会を捉えて、正確な認識と理解のために普及啓発、周知を進めていきたいと考えております。

私からの答弁は以上であります。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

それでは、6番目のインクルーシブ教育についてのご質問にお答えします。

インクルーシブ教育につきましては、議員は十分ご理解されているかと思えますけれども、若干説明をさせていただきます。

インクルーシブ教育とは、共生社会の実現に向けて、できるだけ全ての子どもが同じ場でともに学び育つことを目指す教育を指しています。一つ目に、障がいのあふなしにかかわらず集団の中で互いに理解しながら社会性や思いやりの心を育むこと、二つ目として、誰もが相互に人格と個性を尊重し認め合う社会性を育むこと、三つ目に、自ら学び自ら考え自ら行動する力を育て、地域社会に貢献し共生社会の実現に向けて意欲にあふれた人材を育成すること、これらを具体的な目標としています。

開成町では、小・中学校において児童・生徒へインクルーシブ教育の必要性や大切さについて学ぶ機会を設けて、互いに理解し合う心を育てる教育を実践しております。ここにあった、きめ細かな教育課程を編成し学習していく内容と、交流を通して、さらにインクルーシブ教育の目指す共生社会に向けた機会をできるだけ多く持つという実践をしております。加えて、児童生徒への理解を深めていくため、町立学校の教員は教育の実践に即した対応等ができるよう、全ての経験者研修においてもインクルーシブ教育について研修を受講しております。特に、今年度は文命中学校で県からの受託事業であります「神奈川県人権教育研究校」の一環として、インクルーシブ教育を研究主題に位置づけて取り組みを行っているところであります。

なお、今年度より、神奈川県では県立足柄高校を含め県立高校3校をインクルーシブ教育のパイロット校として指定し、連携型中高一貫教育への取り組みを始めて

います。この取り組みの一環としまして、神奈川県、県立高校、足柄上地区内の中学校や開成町を初めとした市・町教育委員会等の職員による地域連絡協議会を設置し、課題解決や研究を進めております。

また、県では、幼児から中学生の子を持つ保護者を対象とした説明会を開催しています。町内では2回開催されましたこの説明会には、多くの保護者が参加し理解を深めております。町では、県と連携して連携型中高一貫教育にかかわる実施計画を定めるとともに、高校の教育課程を見据えながら、来年度、高校へ進学する生徒から対応するため中学校の教育課程を編成しております。

今後も、国・県の動向を見据えながらインクルーシブ教育への対応を検討し、保護者や子どもたちを含めて町民の皆様にも理解を深めていただけるよう、取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

井上議員。

○9番（井上三史）

それでは、随時、追質問させていただきます。

先の町長答弁、教育長答弁を含め、大変丁寧なご答弁をいただきました。相談窓口を特に見やすい一覧表で提示していただき、ご配慮、重ねてありがとうございます。これを見ますと、開成町には様々な相談窓口があることが改めて理解できました。今後、新庁舎の建設にあわせ専用の相談室、相談スペースを確保する予定であるとの答弁がありましたが、どの程度を確保されるのか、どんなイメージになるのか、まずお伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、井上議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

議員ご指摘の町民相談機能と申しますのは、我々も大変重視しているポイントの一つになってございます。特に、来庁者が落ち着いて相談できる、そしてきめ細かに対応できるといった観点から、個別相談室については4部屋程度確保するというのを今、計画してございます。それ以外にも個別ブース、それから窓口カウンターへの間仕切りの設置といった形で、相談者のプライバシーの保護に配慮した計画としているところでございます。

○議長（茅沼隆文）

井上議員。

○9番（井上三史）

相談者、いわゆるクライアントの立場になりますと、人目につかない相談室、個室での相談ができるということは大変ありがたいことです。

さて、専門職の配置に力を入れていることは、保健師、管理栄養士、臨床心理士

などを配置していることから見てとれますが、相談に特化した職員を常時置いているわけではないが、今後の相談事項の複雑化や多様化に対応できるよう、今後も相談体制の充実に一層努めていくという答弁でございましたが、専任相談員を確保し配置するなどの相談体制として受けとめてもよろしいのかどうか、お伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、人事の関係ですので、私からお答え申し上げます。

現在、職員には定数条例というものがございまして、また定員適正化計画という目標値がございまして、そういった中で、専門に特化した職員を採用して配置するというのは、これは正直申し上げてなかなか難しいところではございますが、例えば非常勤職員の活用ですとかOBの活用ですとか、そういった形からまた相談体制の充実に図ってまいりたいと、そのように考えております。

○議長（茅沼隆文）

井上議員。

○9番（井上三史）

人的配置が難しいのであれば、せめて相談者、クライアントが相談しやすい条件整備を整えられないでしょうか。先の関連資料の一覧表を見ると、相談受付は平日であり、月1回の相談も平日16時までとなっております。これを、例えば17時15分以降19時30分まで相談を受け付けるとか、土曜・日曜日にも相談に応じていただければ、相談者は「勤務があるから休んでまで相談はできない」と諦めないで済むのではないかなど。その場合、相談員の勤務条件は、フレックスタイムや平日に振替休日とれるような勤務体系を工夫するなど配慮していただければ、人的配置以上の相談体制の充実となると考えられるのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、井上議員のご質問にお答えいたします。

現在、職員の勤務体系につきましては8時半から17時15分という大原則がございまして、それ以外にも時差出勤ですとかフレックスタイムと、今、議員がおっしゃられたとおり、そういった体制での勤務も可能となっておりますので、フレキシブルな対応は可能と考えます。また、夜間ですとか土曜日、日曜日、こういったことにつきましては、また相談の量等に応じて今後検討していくということで考えております。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

今の専門的な人と時間の問題ですけれども、ここに、例えば教育相談のところは平日というふうになっていきますけれども、実を話しますと夜も相談に乗っているというのが現状なのです。ですから、細かに個々の対応については、それぞれ、原則はこの時間帯でやっているのですけれども、「何時ごろ、お伺いしてもいいでしょうか」ということで、臨機応変に相談者の対応をしているというのが現状でございます。

○議長（茅沼隆文）

井上議員。

○9番（井上三史）

ありがとうございます。既に、そういうふうな配慮をいただいているということは大変ありがたいことですので、今後、クライアントが望むならば、そういう対応を、より広げていただければありがたいなど。

なぜ、そう思うのかといいますと、私自身、いろいろな経験をしておりまして、問題を抱えている子どもの親とか、そういう方々は、生活にもなかなか苦しい一面を背景に実は持っております。やはり、生活するためには働くということが最優先なのです。しかし、子どもの悩みを抱えている場合、勤務を休んでまでも行くところまではなかなかいっていない状況も実はありますので、今後、ぜひ、そういうフレックスタイム等を有効に使っていただきながら、可能な限り相談者に寄り添う相談体制ができることを期待いたします。

さて、次に移ります。神奈川県教育委員会は、障がいのある子どもない子どもともに学ぶ教育、いわゆるインクルーシブ教育のパイロット校に県立足柄高等学校を指定いたしました。それに伴い近隣を含めた協議会が立ち上がっていると先ほど答弁もありましたけれども、開成町では、この協議会にどの立場の人が参加されるのか、支障がなければお伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

教育総務課長。

○教育総務課長（橋本健一郎）

では、議員の質問にお答えいたします。

足柄高校を核としました地域連絡協議会、こちらへの参加者については、開成町では指導主事のほうが出席して対応しているところでございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

井上議員。

○9番（井上三史）

インクルーシブ教育は、障がいを持つ子どもの保護者にとって実は待ち望んでいた教育システムです。教育のまち開成としては、相談体制の充実とインクルーシブ教育への対応は重要な政策になりますので、今後も触れていきたいと思っておりますので、

よろしくお願いたします。

最後に、軽度外傷性脳損傷について、先の町長答弁の中で、世界保健機構（WHO）の2007年度報告には、既に外傷性脳損傷は世界で年間1,000万人の患者が発生しているという推測がされており、今後2020年には世界第3位の疾患になると予測され、その対応は急務であると警鐘を鳴らしている、このことに触れていただきました。今後、運動障がい、知覚障がい、麻痺など軽度外傷性脳損傷等の症状に係る相談があった場合は、保険健康課に窓口を置き、随時、神奈川県リハビリテーション病院などの専門機関につなげるという道筋をつけていただければ幸いです。これは実現としての期待をしてよろしいのでしょうか。その辺、ちょっと1点、お伺いたします。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えいたします。

軽度外傷性脳損傷についてでございますが、神奈川リハビリテーション病院、厚木の七沢でございますが、そこが一応、軽度外傷性というよりは高次の脳機能障がい、ここが専門の機関となっております。私どもも、にわか勉強でございますが、軽度外傷性脳損傷になりますと、いわゆるCTスキャンとかを撮っても、お医者さんの見た目でも、これは明らかに疾患がありますねというようなものではないそうです。とはいっても、ご本人にとってはいろいろと障がいが出ているということがございまして、明らかに検査の結果、そういう状況が出れば、リハビリテーション病院のほうで高次脳機能障がいということでもかかるわけでございますけれども、そこまで至らなくてなかなか判断が難しいという、そういう症状であるというふうに認識をしております。

ですから、私どものところで相談を受けた場合に、医療機関ではございませんので、私どもでそういう症状をお聞きした上で、リハビリテーション病院も含めて、どういうところで相談が専門的にできるかについては、私どもでつなげていくような体制はとっていきたくと、そのように考えてございます。

○議長（茅沼隆文）

井上議員。

○9番（井上三史）

確かに、あらゆる条件を予測して対応に備えているということは大事なことで、今後も、ぜひ、そういうふうな想定外の相談案件が出てきたときにも、可能な限りクライアントに寄り添う相談ができるように、ご配慮をよろしくお願いたします。

また、町として機会を捉えて、正確な認識と理解のために普及啓発、周知を進めていくという答弁もありました。平成28年1月4日付けの軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める

陳情があっただけに、町の対応に重ねて期待するところがございます。

さて、少し時間がありますので、もう少し質問をさせていただきたいと思います。

最近、不登校とか、そういう子どもを抱えている保護者の悩みというのは、どうしても数が減っていかないということになります。それで、不登校を子どものころ経験して、それが改善されないまま世の中に出ていくと、大体、多くは今度は出勤できなくなるという状況もあります。また、そういうふうな親が子どもを産んだときに、比較的、また同じようなことを繰り返すような、こういうサイクルが実は今までの相談の中で見えてきております。

そうすると、どこかで早くそれを断ち切らなければいけないというふうなことがあるのですけれども、まず、不登校傾向があるのが最初に発見できるということに関して、要保護児童の検討をしている部署があるかと思っておりますけれども、そこで要保護児童の中で不登校というふうに見えていた場合、町は、それに対して、どのようなケース会議を開いて、どのような支援体制を組めるのか、その辺のところをお伺いしたいと思うのですけれども。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

お答えいたします。

今、ご質問にあったのは、児童福祉法で位置づけがございます「要保護児童対策の地域協議会」の件だと思います。開成町におきましても、開成町の所管の関係課、それから神奈川県の関係の部署、それから医師会等々で構成をする協議会ということを持っております。ただ、この協議会の中においては様々な要保護に係るような児童のケースがございます、それぞれの個々のケースに応じて構成メンバーの中で必要な人が集まって対策を検討しているという状況でございますので、必ずしも1件1件ごとに協議会が随時集まってやっているといったような状況ではございませんが、少なくとも関係部署、関係機関が集まって、必要な対策は随時協議をさせていただいて行っているといった状況でございます。

○議長（茅沼隆文）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（加藤順一）

ただいま、ご質問の中に要保護というセクションという言葉がありましたので、ただいまのようにお答えさせていただいたのですけれども、不登校ということが現実的に見えてくるのは学校現場で見えてくるものがございます。学校現場でのそういったケース、また教育委員会の指導主事、それから不登校の原因がどこにあるのか、どの辺にあるのか。例えば、ご家庭の経済的な困窮の中から発生するものであったり単純に生活が乱れていると、そういった部分によって、それこそケース・バイ・ケースでございます。それぞれのケースに合った状況に応じて、それぞれ学校と教育委員会との連携、さらには他のセクションとの連携の中で扱ってございます

ので、一概に不登校で一律的にこういう形で扱いますとはちょっとお答えしにくいものがございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

井上議員。

○9番（井上三史）

ありがとうございます。その辺は十分理解しております。

さらに、児童虐待とかネグレクト等も、そういうところで発見できたときには、早めの対応というのが今後必要になってくるのではないかなと思います。やはり子どもにとって、相談体制整備をきちんと整えていく町というのは、まさに住みよい町につながっていくということにもなりますので、今後、ぜひ期待するところは大きいので、町の相談体制というのを、より充実する方向でしていった政策を立てていただければありがたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（茅沼隆文）

これで暫時休憩といたします。再開を10時50分といたします。

午前10時30分